

第五に、就労支援策を再検討することがあげられる。ひとり親世帯の就労支援策の必要性についてはすでに指摘されており、自立促進支援事業などの施策も講じられているが、継続的かつ安定した就労になかなか結びつかない実情がある。また、施策はあっても、訪問介護員養成講習会のように実施率が低いという現状もある。近年では、就労促進支援事業が創設されたが、実施率は都道府県、政令市・中核市とも極めて低く、その背景としては財政難と効果への疑問などがあげられている。このような実情をふまえて、①技能習得や職業訓練制度のあり方、②養育をはじめとする生活の遂行と両立できる就労支援関連事業の実施方法の検討、③就労支援事業の実施主体の検討、などが求められる。

第六に、効果的な事業の実施方法の検討、という点があげられる。ひとり親福祉においては、施策がありながらも利用率が低く、ニーズがどの程度あるのかが疑問視される傾向がみられる。例えば、夜間養護等（トワイライト）事業をみると、利用率は低く、かつ利用率が伸びるという現象もみられていない。しかしながら、ベビーホテル等の認可外保育施設におけるひとり親世帯の利用率の高さからみると、同事業へのニーズは低いとはいえないと考えるべきであろう。この点について、本調査の回答のなかでは、「児童の通所可能な範囲に実施施設がない」「保育所や学校から施設への送り迎えができてにくい場合は利用困難」といった立地上の問題から、相談はあっても利用するには至らないという声があげられている。あるいは、母子家庭等介護人派遣事業についても、施策はあっても利用しづらい実情があることが明らかとされた。つまり、派遣できない地域があると回答した都道府県は約2割あり、介護人の住所地が偏在しているために派遣できない地域がある場合などがみられた。また、申請方法についてみると、電話申請は不可としている自治体が約3割であり、当日の申請は不可としている自治体は都道府県で2割強・政令市・中核市で約35%であった。このような申請方法では、急な病気などには利用できないことが推察され、利用に至らないと考えられる。

以上のことをふまえると、施策を提供する実施主体の地域的偏在の解消とともに、利用方法を当事者のニーズや生活実態に合わせて改善することが望まれる。

第七に、事業実施にあたって委託方式のあり方について検討する必要性があげられる。本調査においては、自治体において母子福祉団体への事業委託が多くなされていることが明らかにされている。一例をあげると、「特別相談事業」は都道府県・政令市・中核市の約8割が同団体に委託しており、「訪問介護員養成講習会」はほとんどの都道府県・政令市・中核市が、「介護人派遣事業」は母子世帯については都道府県・政令市・中核市の85%前後が委託している状況である。このように、事業実施において母子福祉団体が担っている役割は大きく、重要なものである。一方、本調査のなかでは、「母子福祉団体の会員が高齢化しており委託先としての機能を果たせない」「若年母子家庭の入会が少ない」「若年母子家庭等の受講が少ない」といった年齢構成による課題を指摘する声や、介護人派遣事業において父子世帯の利用が少ない背景には父子世帯に届きにくいという点があるのではないかと、という父子世帯との接点を問題にする声があげられている。また、母子世帯等介護人派遣事業においては同団体の会員が介護人として活躍している割合が高いが、そのなかで「介護人が高齢化している」「専門の介護人でない」「介護人の都合がつかず派遣しづらい」といった声もあげられている。また、今回の調査ではふれることはできなかったが、委託される側の団体としても日々の自助努力のなかで多くの要望があることが推察

される。これらのことをふまえ、地域的偏在の解消や父子世帯になじみやすい委託先の多元化、委託先への補助のあり方など、委託の実施方法について検討することが必要であろう。

第八に、現代的な変化に対応したニーズの把握と施策の展開、という点があげられる。ひとり親世帯をめぐる時代的な変化のひとつとしてドメスティック・バイオレンス(DV)が社会問題として認知されてきたということがあげられる。本調査では、この点に着目し、短期入所生活援助(ショートステイ)事業においてDVを理由とする利用があったかどうかを尋ねているが、「あった」という都道府県が18.8%、政令市・中核市が39.1%ある一方、「わからない」と回答した都道府県は40.6%にのぼった。また、広域入所促進事業については、「夜間等の警備体制を強化する必要」や「同事業は日用品の整備のみであり、体制も含めた総合的な取組が必要」といった指摘もみられた。このように、事業の効果や必要性を明らかにしていくためにも、現代的なニーズをふまえて、利用実績の統計の取り方や事業の実施方法について検討を深めていくことが必要である。

E. 今後の課題

以上のような調査結果をふまえて、今後の研究課題を最後に整理していこう。まず、ひとり親世帯の動向と生活実態により接近できる調査方法を開発することが必須の課題である。モデル的なアンケート調査の開発とともに、郵送調査による限界もふまえて多様な調査方法を検討する必要があるだろう。そのなかで、特に3世代同居型のひとり親世帯の実情を把握することも必要である。3世代同居の背景に、家族観や社会福祉のあり方における日本の特質が内包されているのではないかと推察されるためである。また、親子分離型のひとり親世帯の実情を把握することが必要である。児童養護施設に子どもを入所させる形で親子分離型の生活をしているひとり親世帯は、母子世帯よりも父子世帯の方が割合が高い。その要因を分析することにより、在宅型・地域型福祉の課題を明らかにすることができよう。

次に、総合的な自立支援制度の方向性を検討するためには、各施策の実施状況を地域間格差をふまえながらより地域的特性に即して詳細に把握することが必要である。そのなかで、事業の内実があまり明らかでない事業(たとえば、就労促進支援事業など)についてより綿密に把握するとともに、事業がありながらも自治体における実施率が低い事業については、その要因の解明と改善策を提言することが必要である。また、相談事業のあり方や自治体の政策担当者の意識や考え方を検証することも重要であろう。

さらに、事業の委託先として大きな役割を担ってきた母子福祉団体について、団体の存立基盤や今後の方向性を視野に入れた調査を実施することが必要である。また、その他の自助団体についてもヒアリング調査を実施し、特に父子世帯が行政にアクセスしにくい現状についても解明することが求められる。

最後に、ひとり親世帯への広報のあり方についても、生活時間や生活スタイルにみあった情報内容・提供方法を開発することが必要である。